

デジタル変革時代の電波政策に関する意見募集に対する意見の提出

令和2年12月24日

組織名及び 代表者氏名	株式会社JTOWER 代表取締役社長 田中 敦史
住 所	〒107-0052 東京都港区赤坂8-5-41 イースタン青山ビル
連絡先	

総務省において、デジタル変革時代の電波政策懇談会が開催され、5Gの促進、Beyond5Gに向けた電波政策について、検討が行われることを歓迎します。

以下、当社の意見を申し述べます。

項目	意見
<p>検討課題</p> <p>1. (1) 電波利用の将来像(新たなサービスやビジネス、新たな社会のイメージ) (2) 2025年度末及び2030年度末までの周波数帯域確保の目標設定の在り方等</p>	<p>【意見】</p> <p>セルラー分野の将来的な利用としては、以下のトレンドが見込まれると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Beyond5Gの検討帯域として、テラヘルツ帯が候補に挙がっているように、割り当て済の周波数帯域よりさらに高周波数帯域の利活用方法の検討が見込まれ、スモールセルをより意識したユースケースが進展。 • セルラーシステムの利用者としては、エンタープライズ、官公庁、自治体に代表されるバーティカル用途への拡大、社会実装が進展し、基盤システムとして確立。 • より高機能化が進むに伴って利用主体が自らの需要でカスタマイズし構築されるプライベートユースでのモバイルネットワークが携帯キャリアによるパブリックネットワークと併存。 <p>これらのことから、システムの利用者主体が多様多様に広がり、その利用者が目的に応じて、柔軟にネットワークを選択、もしくは構築することができる市場環境が必要になると考えます。</p> <p>なお、すでに官民学連携のもと、取組みが開始されている Beyond5Gの取組みにおいては、周波数帯域の確保に関し、従来の帯域幅の目標と共に、我が国において先行可能性が高い周波数帯域に焦点をあてて、確保していく取組みが必要と考えます。</p>
<p>2. (1) 5Gやローカル5G等の普及・促進に係る課題及び対応方策</p>	<p>【意見】</p> <p>(携帯キャリアの提供する5Gについて)</p> <p>5Gの普及促進にあたっては、利用者のサービス満足度を向上させることが必要不可欠になるため、その方策として、携帯キャリア間のサービス競争と協調を両輪とした政策が今後も必要になると考えます。</p> <p>その点、本年11月に意見招請された5G向け次期周波数割当ての開設計針案において、サービス面に係る審査要件の充実が図られたことは、サービス競争を促進させる観点で適切と考えます。</p> <p>他方、携帯キャリア間の協調においては、インフラシェアリングを推進することが電波の有効利用に寄与することは、論を俟たないと考えます。インフラシェアリングは、従来、携帯キャリア間による部分的な連携、もしくは業界団体主体で行われてきましたが、昨今、当社を始めとしたインフラシェアリングを業とする民間事業者(インフラシェアリング事業者)が参入してきており、<u>インフラシェアリングをより促進させる観点では、インフラシェアリング事業者に着目した施策を検討すべき</u>と考えます。</p> <p>以下、そのメリットを記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • インフラシェアリング事業者においては、より中立的な立場で競争関係にある携帯キャリア同士の利害調整に関して柔軟に対応することが可能。

・ その結果、スピーディなインフラシアリングの推進やネットワークの展開、市場のダイナミズムを活かしたコスト効率化が図られ、携帯キャリアの享受するメリットも相対的に大きくなる。

・ 5Gのエリア展開においても、エリア化を希望する地域や施設の要望を汲み上げる役割も期待。

これらの点においては、新規参入を含め全ての携帯キャリアに対して広く公平に価値を提供するものであり、携帯キャリアの1局あたりの設備投資費用の削減、ユーザ料金の低廉化等、国民への還元が期待できます。

現行の制度においては、従来、携帯キャリア等事業者を想定した制度設計になっていますが、ネットワークを構築する新たな担い手として、インフラシアリング事業者を位置付けた検討も必要と考えます。

・ 携帯キャリアとインフラシアリング事業者の関係において、電波の有効利用が進まない、またインフラシアの推進を阻害する市場環境等の要因についての検証

・ 従来、ネットワーク整備が進みにくい領域（道路トンネル・鉄道トンネル等遮蔽対策、医療機関等）については、電波利用料を財源とした補助金制度の活用によってネットワーク整備が進められています。それらの領域のうち、インフラシアリング事業者が参入済み、もしくは参入可能な領域においては、インフラシアリング事業者の活用を優先させる方策の検討をおこない、電波の有効利用に資するべきと考えます。

例としては、現行の補助金制度はインフラシアリング事業者への給付を想定していないため、対象者としてインフラシアリング事業者の活用を組み込み、補助金の対象事業者に含まれること等が挙げられます。

・ 現行の5G投資促進税制についても、時限措置ではあるものの、税制優遇措置の対象としてインフラシアリング事業者が組み込まれておらず、インフラシアリングの活用による電波の有効利用を促進する観点での制度となっていないものと考えます。このような税制優遇についても、無線局免許人に限定せずインフラシアリング事業者も対象として包含すべきと考えます。

（新たな割当て制度の検討）

先述したとおり、今後はさらなる高周波数帯域の活用、それに伴うスモールセル化が進んでいくことから、従来の全国ベースで周波数帯を占有しエリアカバーを図ることを前提にした「開設計画の認定制度」のみの運用では、電波の有効利用が十分に図れないことが想定されます。

そのような課題を解決していく方策として、将来的には、海外でも実績のある“Carriers' Carrier”の考え方を取り入れ、インフラシアリング事業者等が自ら周波数帯を取得し携帯キャリア向けに役務提供を行うといった新たな電波利用制度の枠組みの検討が必要と考えます。本制度の導入によって、それぞれの強みを有す事業主体によるネットワーク構築が進むことで、電波の有効利用が促進されるものと考えます。

	<p>(5G帯域の共用条件について)</p> <p>現在、5G帯域として割り当てられた3.7GHz帯については、周波数共用上の理由により、基地局設置の制約が厳しくなっているものと推察します。</p> <p>3.7GHz帯については、5Gエリアの充実度を高めるための周波数帯域としては国際協調の図れた貴重な帯域のため、現状把握の上、より適切な共用方策がないか等検討が必要と考えます。</p> <p>(ローカル5Gについて)</p> <p>我が国におけるローカル5G制度導入は、世界的に先行して実施されたものであり、日本発のロールモデルとしての価値を有した海外展開できる取組として、育成に努めていくべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク機器や端末の開発、電波発射までの無線局免許の取得、免許管理、電波利用料など、システム実装が進むにつれ解決すべき課題の顕在化が予測されるため、適宜改善策を検討できる枠組みが必要 ・ ローカル5Gの利用意思を有する主体が、制約少なく柔軟に利用できる制度を維持（地域BWAのように取得や活用に課題を有するエリア免許は当面必要ない） ・ 国による実証実験、税制優遇、金融支援などの継続的な財政的取組みも必要 ・ キャリア5Gとローカル5Gのネットワーク連携については、今後検討が進んでいくものと考えられますが、接続制度の中で位置づけてオープンに議論することが必要、など
<p>3.</p> <p>(1) 携帯電話事業者、公共業務等の周波数の有効利用の検証の在り方</p> <p>(2) 上記周波数の有効利用の検証を踏まえた割当て方策の在り方 等</p>	<p>【意見】</p> <p>すでに本懇談会では、作業部会として公共周波数等WGが立ち上がり、検討が開始されましたが、公共周波数の利用実態についてはブラックボックス化しないように、真摯に検証いただき、情報公開(必要な範囲、基準のもと)が行われることが必要と考えます。</p> <p>なお、その結果、高度化システムへの更改など、公共用途での利用においてメリットがあれば積極的なシステム更改が行われること、また、セルラー分野で実績のある周波数帯域については、共用含むセルラー用途での割り当ての検討が行われることを期待します。</p>
<p>5.</p> <p>(1) 既存の電波利用料制度や電波利用料施策の改善</p> <p>(2) 電波の更なる有効利用を推進するために考慮すべき事項等</p>	<p>電波利用料制度は、電波利用のための共益費用としての位置づけを維持し、共益費用として過度の肥大化は避け、適切な予算額とすることが必要と考えます。</p> <p>なお、モバイルの電波利用料等については、今後セルラーIoTの大幅な増加※が顕著になるため、ローカル5Gの推進を図る意図でも、簡便なスキームとすることが必要と考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>免許対象としての端末の扱いの見直し、もしくは端末数単位の課金方式を廃止することによって、無線局免許人、行政側の業務不可を軽減</u> ・ 端末数単位の課金方式では、セルラーIoTの導入数に伴って携帯キャリア、ローカ

	<p>ル5Gなど無線局免許人の負担額が比例的に増加することになってしまい、データ駆動型社会に対応した制度とは言えないため、この点においても見直しが必要(携帯キャリア向けに、周波数帯域に基づく端末数の負担額上限があることは認識)</p> <p>※Cisco Annual Internet Report (2018 ~2023 年) セルラーIoT の接続数は、2018年の12億からCAGR30%のペースで増加し、2023年までに4倍の44億に拡大</p> <p>※エリクソンモビリティレポート 2020 年 11 月 2026年には、NB-IoT および Cat-M テクノロジーにより 全セルラーIoT 接続が45%増加する見込み</p>
<p>その他 (留意事項や情報提供など)</p>	